

平成24年（ワ）第394号，平成25年（ワ）第63号

大飯原発3，4号機運転差止請求事件

原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

## 第20準備書面

平成26年3月24日

福井地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 上 笠原一浩

原告らは、原告ら第4準備書面5p2～3行の「続いて、それよりも融点の高い炉心を維持するステンレス鋼製の構造物にも同様の事態が起こってしまう」を「続いて、炉心を支持するステンレス鋼製の構造物にも同様の事態が起こってしまう」に訂正する。

以上